令和８年度

高病原性鳥インフルエンザ・豚熱等防疫研修会

防疫体制について

・野生いのししの豚熱感染状況および対策
・三重県における家畜伝染病発生時の防疫体制

令和８年８月２７日
三重県農林水産部
家畜防疫対策課

野生いのししの豚熱感染状況および対策

野生いのしし対策

経口ワクチン散布（R元年7月から散布開始）
令和３年度以降、散布場所は養豚場周辺で実施（右図）
・令和８年度計画：395地点×20個/地点×３回
1回目：7月13日から8月12日まで
2回目：9月中旬から１０月中旬（予定）
3回目：翌年１月中旬から２月中旬（予定）

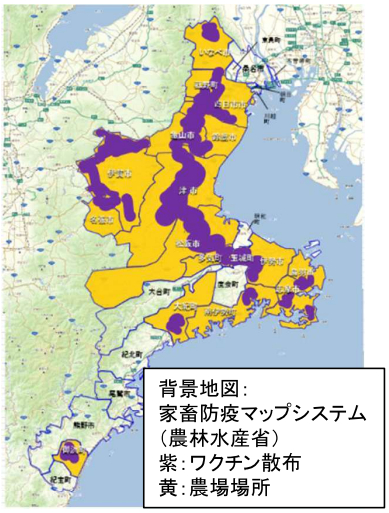

豚熱浸潤調査（R元年６月から調査開始）
令和８年度における
計　　画：　4,000頭
猟師への報償費：10,000円/頭
（成獣と幼獣の区別は無し）

対　　象：有害鳥獣捕獲、または指定管理鳥獣捕獲の個体

R1～R3年度までの野生いのしし豚熱感染推移

【R元年度】
陽性数/検査数（陽性率）
54/1,541（3.5%）
県内初の陽性いのしし確認

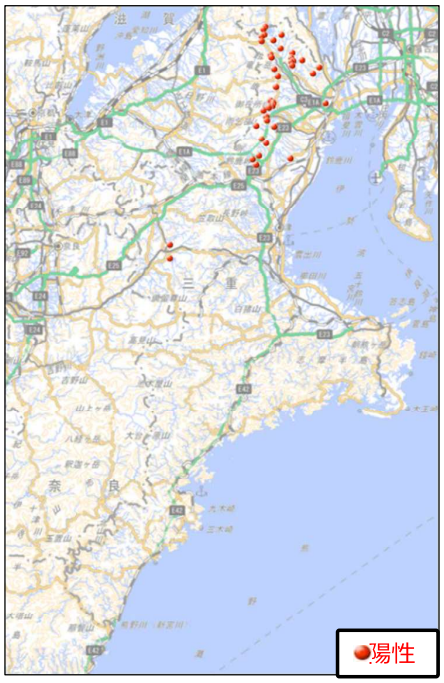

【R２年度】
陽性数/検査数（陽性率）
287/2,181（13.2%）
感染エリアが南下

【R３年度】
陽性数/検査数（陽性率）
299/3,740（8.0%）
県内全域へ拡大

背景地図：国土地理院地図（国土交通省）

R4～R6年度の野生いのしし豚熱感染推移

【R4年度】
陽性数/検査数（陽性率）
153/4,805（3.2%）
前年度より減少

【R5年度】
陽性数/検査数（陽性率）
89/3,767（2.4%）
前年度より減少

【R６年度】
陽性数/検査数（陽性率）
208/4,061（5.1%）
陽性率が上昇に転じる

背景地図：国土地理院地図（国土交通省）

R7、R8年度の野生いのしし豚熱感染推移

【R7年度】
陽性数/検査数（陽性率）
369/3,895（9.5%）
前年度から上昇

【R8年度】
陽性数/検査数（陽性率）
94/1,400（6.7%）
令和８年７月２９日時点

背景地図：国土地理院地図（国土交通省）

野生いのしし陽性確認後の対応

・県庁より各家畜保健衛生所に報道資料や野生いのしし陽性情報（右の地図（※））を提供する。

（※）右の地図に示した養豚場や陽性情報は、今回の発表のために作成した ダミーの地図

・家畜保健衛生所は、養豚農家に飼養衛生管理基準や侵入防止柵の再点検指示をする。

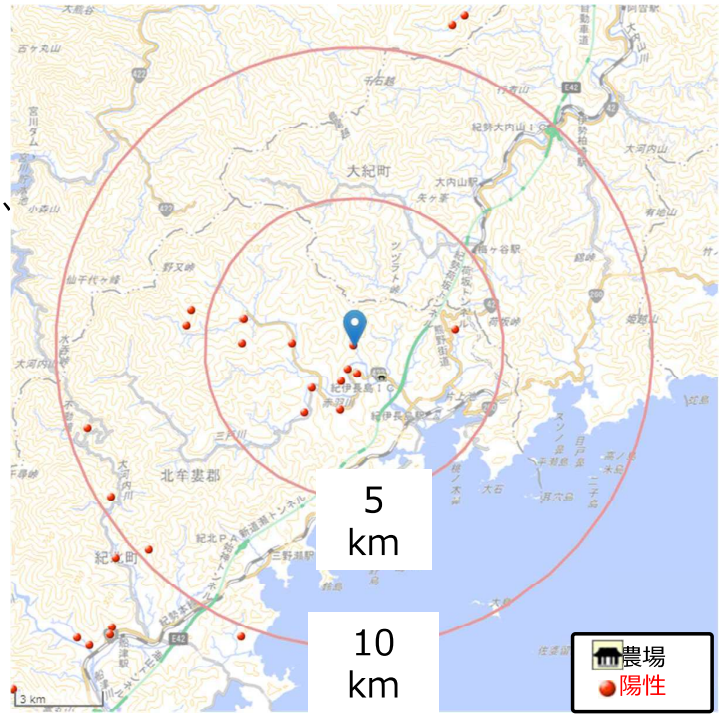

背景地図：国土地理院地図（国土交通省）

7

三重県における
家畜伝染病発生時の防疫体制

三重県高病原性鳥インフルエンザ（豚熱）対策対応マニュアル

・発生時には、農林水産省が定めた
「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ」
または「豚熱」に関する特定家畜伝染病防疫指針（国指針）
に基づき、防疫措置を実施

・国指針の措置実施にあたり、三重県での具体的対応体制は、
「三重県高病原性鳥インフルエンザ／豚熱
対策対応マニュアル」（県マニュアル）で定めている

高病原性鳥ｲﾝﾌﾙｴﾝｻﾞや豚熱は、伝播力が非常に強く、産業に及ぼす影響が甚大
被害を最小限にとどめるためには・・・
▶ 感染源を断つ
▶ 病原体を根絶する
→ **殺処分の実施**

9

家畜防疫の基本

（１）発生農場における防疫
発生農場の家畜・家きんは全て**殺処分**
汚染物品（卵、えさ、糞など）は**全て処分**

（２）家畜等の移動規制
発生農場を中心とする原則**半径３km**以内の**移動制限**、
半径３～１０kmの**搬出制限**

（３）消毒ポイントの設置
畜産関係車両を対象に車両消毒を実施
原則として、**発生農場より１km,３km,１０kmの地点に設置**

（４）埋却作業について
殺処分家畜、汚染物品の埋却

（制度改正）豚熱の選択的殺処分 2026年5月改正

1　ここが変わりました

これまで
発生農場で飼養されている豚は
原則すべて殺処分（全頭殺処分）

→

これから（選択的殺処分）
他の農場への伝播リスクとなり得る豚だけを殺処分
残りの豚は消毒・監視のもとで飼養を継続

2　殺処分の対象になる豚

①ワクチン免疫が成立していない豚	ワクチン未接種の豚 接種後20日を経過していない豚 発育不良豚
②すでに感染している豚	豚熱を疑う症状がみられ、PCR検査で陽性となった豚
③家畜防疫員が まん延防止に必要と判断した豚	畜房単位など、感染状況をふまえて個別に判断されます

・繁殖豚はワクチンが正しく接種されていれば、殺処分の対象外です。
・殺処分の範囲は都道府県が国と協議のうえ決定され、
農場の経営判断では選択できません。

高病原性鳥インフルエンザ発生時の移動規制
消毒ポイント設置(消毒は豚熱発生時も実施)

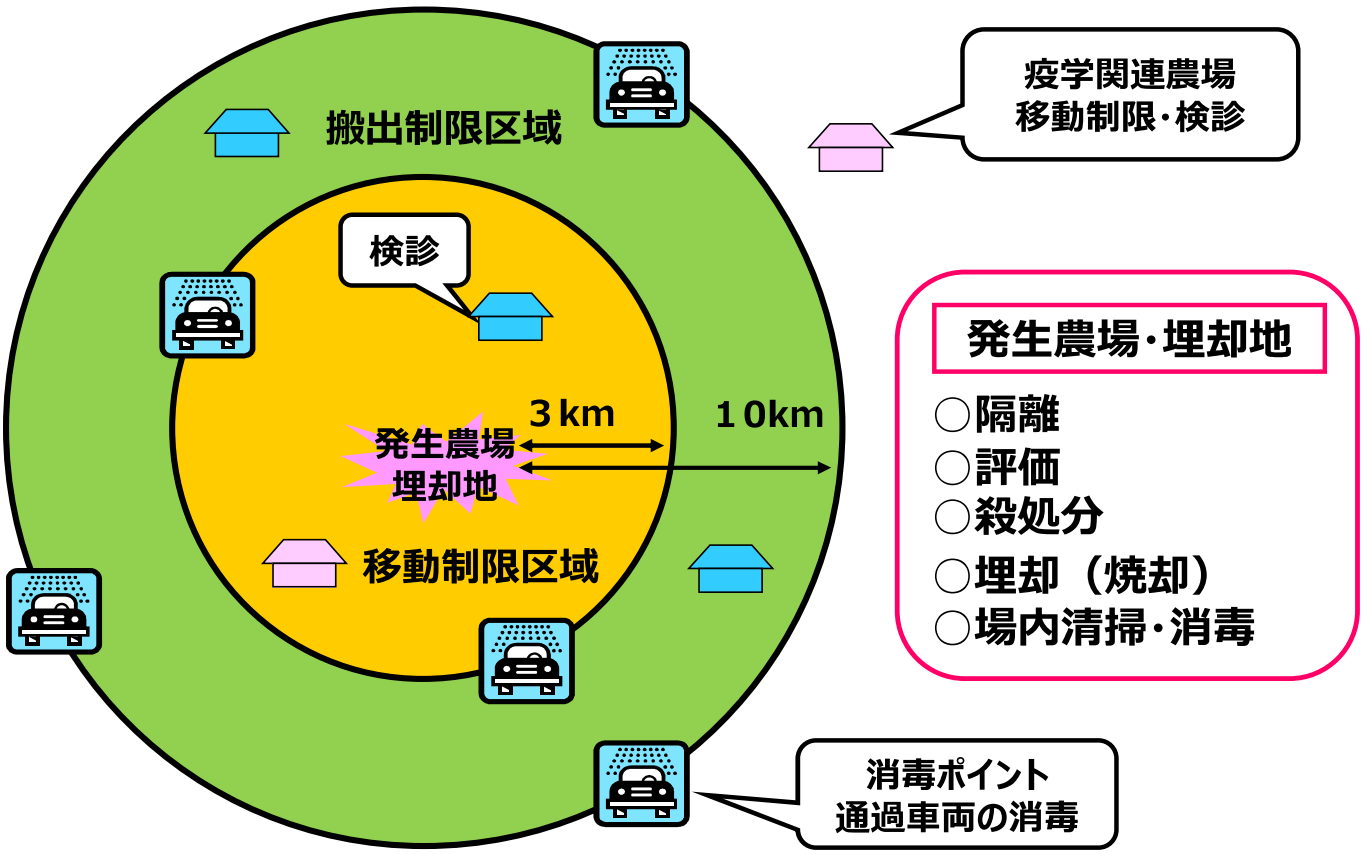

高(低)病原性鳥インフルエンザ発生時のステージ別対応

防疫ステージは全部で4！

第１ステージ (例：9:00～10:30)	第２ステージ (10:30～12:00)	第３ステージ (12:00～0:00)	第４ステージ (0:00～)
【定義】 異常鶏通報から農場での簡易検査開始まで	農場簡易検査が陽性で検査材料を精密検査施設（中央家保）に運び入れるまで	中央家保での簡易検査陽性から遺伝子検査の結果が出るまで	遺伝子検査陽性から防疫措置終了まで
他の疾病の可能性あり	A型インフルエンザの可能性大	H5かH7かの最終確認	**H5か７で疑似患畜確定** （最終確定と病原性判定は国）
（主な現場準備）	【全体】 関係機関への連絡 【資材班】 テント設営等の準備	【全体】 ・先遣隊の派遣 【資材班】 ・資材搬入，消毒ポイント設営準備 【焼埋却班】 ・埋却委託契約	【全体】 ・防疫措置開始 【焼埋却班】 ・埋却溝の掘削作業、埋却作業 ・焼却の場合は焼却場所への移動、焼却処分

(各ステージの時間設定例は、あくまで基本想定で、農場所在地等により実働時には、常に修正が生じます)

豚熱発生時のステージ別対応

防疫ステージは全部で4！

第１ステージ (例：9:00～11:00)	第２ステージ (11:00～15:00)	第３ステージ (15:00～翌16:30)	第４ステージ (翌16::30～)
【定義】 異常通報から農場での臨床検査まで	**臨床検査で豚熱を否定できず、検査材料を精密検査施設（中央家保）で検査を行うまで**	**中央家保での検査で豚熱が強く疑われてから、国の検査で確定するまで**	**国の検査で豚熱発生が確定してから防疫措置終了まで**
他の疾病の可能性あり	解剖検査 豚の血液検査	中央家保でPCR実施 国に検体送付	最終判定は国が実施
（主な現場準備）	【全体】 関係機関への連絡 【資材班】 資材発注計画の点検	【全体】 ・先遣隊の派遣 【資材班】 ・資材搬入，消毒ポイント設営準備 【焼埋却班】 ・埋却委託契約	【全体】 ・拡散状況確認検査 ・防疫措置開始 【焼埋却班】 ・埋却溝の掘削作業、埋却作業 ・焼却の場合は焼却場所への移動、焼却処分

(各ステージの時間設定例は、あくまで基本想定で、農場所在地等により実働時には、常に修正が生じます)

防疫措置終了までのスケジュール

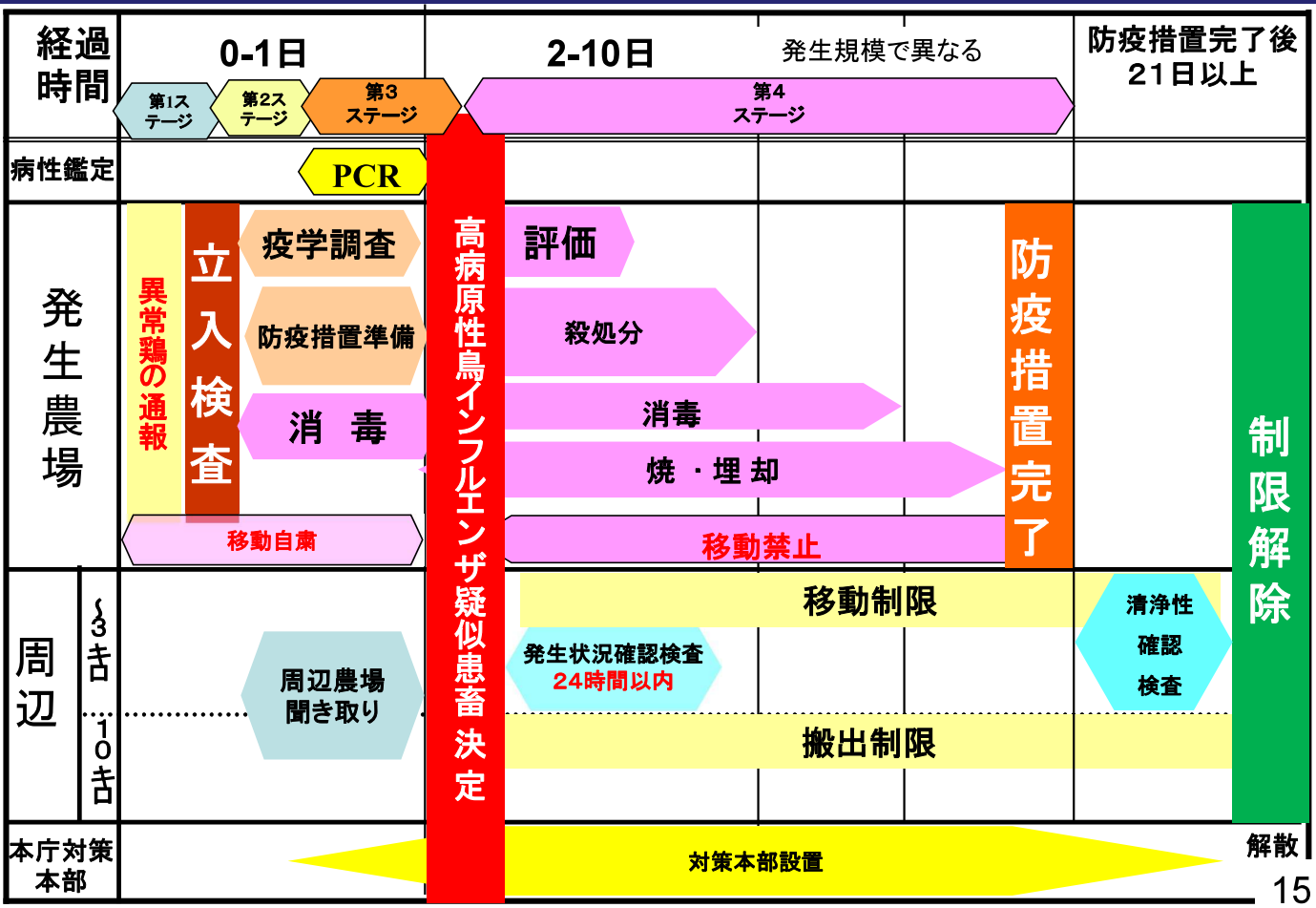

殺処分の手順(ケージ飼い鶏舎)

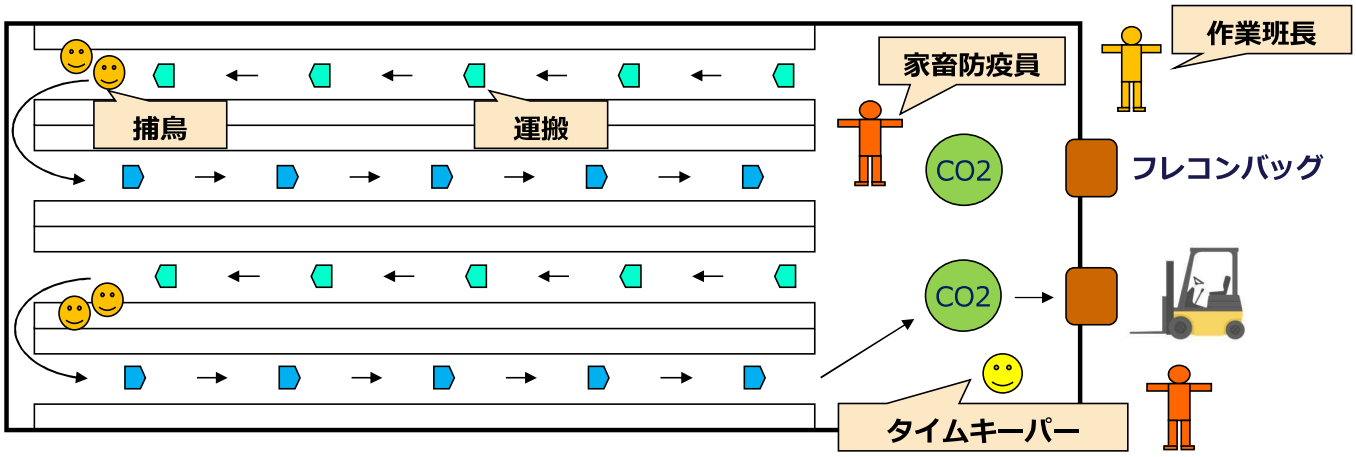

鶏の羽根・脚等をつかみ、ケージから取り出す

台車に乗せたペールに鶏を入れる

炭酸ガス注入場所に移動し、炭酸ガスを5-10秒注入し、2分程度放置

鶏の死亡を確認後、ビニール袋の口を縛り、ペールから出す
袋ごとフレコンバックに詰め込む

農場消毒の徹底

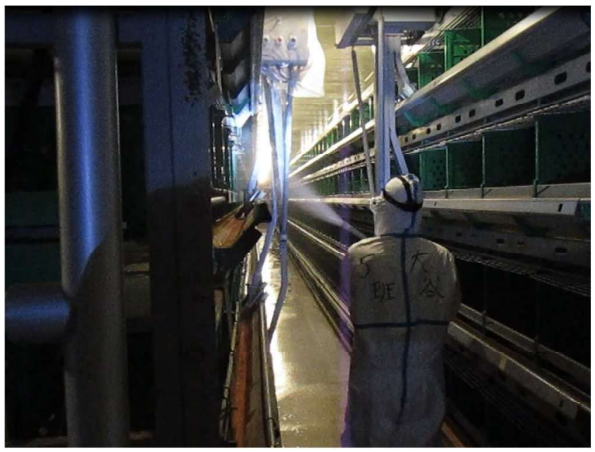

消毒薬から身を守るためにも
防護具をきちんと着用することが大切です

PPE(personal protective equipment)(個人防護具)一式

作業時の服装

- 着衣：動きやすく、肌を露出しない
- 脱衣：病原体の拡散防止

農場行き帰り時

動きやすい服装

休憩時

＋内側防護服

防疫作業時

＋外側防護服
＋内外手袋
＋マスク
＋帽子
＋ゴーグル
＋長靴

中央家畜保健衛生所　備蓄資材

○防疫資材の備蓄
→･20万羽飼養農場での
防疫作業に必要な資材を
中央家畜保健衛生所（津市）に備蓄
（ 海上コンテナ40ft：9基、20ft：6基）

備蓄品（151品目 ）
① 必須物品かつ中･長期的に備蓄可能 → 防護服、マスク、ゴーグル etc
② 発生時に直ちに使用 → ブルーシート、薬液タンク etc
③ 購入手続きに時間を要する → ガスボンベホーン、動力噴霧機 etc

緊急調達品（備蓄にそぐわない物品）
炭酸ガスボンベ、消石灰、簡易トイレetc

液化炭酸を取り出すための工具等

三重県高圧ガス溶材組合提供資料

サイフォン管付
液化炭酸ガス容器
塗色は緑色

ボンベ台車

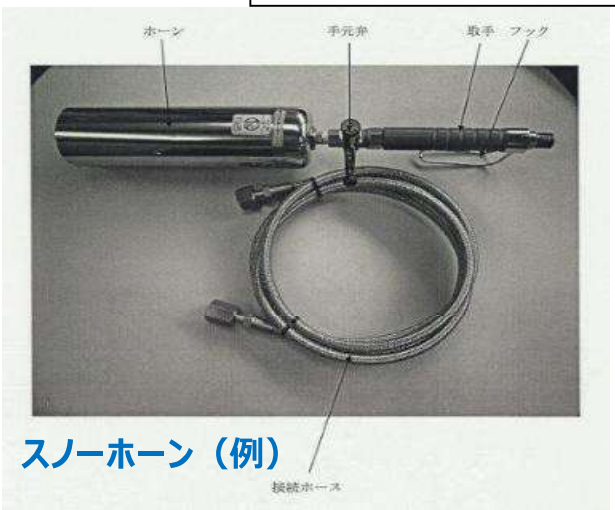

スノーホーン（例）

容器弁開閉
ハンドル（T型）

これ以外に凍傷防止のために厚手の軍手やスノーホン取付工具（必要な場合）

③二酸化炭素(炭酸ガス) の温度による危険性(リスク)

三重県高圧ガス溶材組合提供資料

〇ドライアイスは、マイナス80℃と非常に低温です。
〇原料の液化炭酸ガス、排気する炭酸ガスも低温です。
〇液化炭酸ガス、ドライアイスだけでなく、それらが接する
ガスホース、スノーホーン等も低温になります。
〇これらに素手で触ると凍傷になる恐れがありますので、
スノーホーンを使用する際は、厚手の軍手などを使用し、
凍傷の予防をしてください。

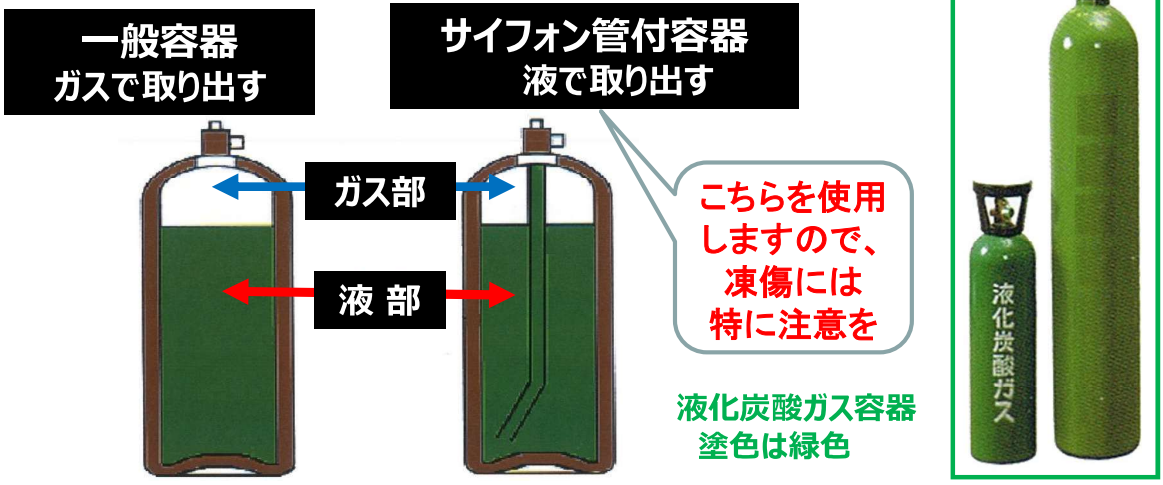

発生農場で防疫作業を行う人の健康管理は？

- 高病原性鳥インフルエンザは、適切な対策をせず感染鶏に濃厚接触をした場合、人への感染が可能性が指摘されています。
- このため、発生農場内で防疫作業従事者の健康管理は重要であり、以下の対策により、感染予防及び万が一の感染に備えた対策を行っています。

1. 防疫作業従事前の健康調査

健康調査確認票により、体調不良時の防疫作業従事を予防します。

2. PPEによる防疫作業時の感染予防

防護服、手袋、マスク、ゴーグル、長靴等の個人用防護具 （personal protective equipment（PPE）の装備により、感染鶏からの感染を防御します。

3. 防疫作業終了後の健康状況調査

防疫作業終了後に、健康状況調査個人表により健康状態の調査を実施します。
なお、健康相談を希望する方及び抗ウイルス薬の処方を希望される方は、
保健所で相談することが可能です。

4. 帰宅後の追跡調査

防疫作業従事後10日間は、作業者等健康状況記録表により毎日の健康調査を実施します。

防疫業務に従事するとき

- 前日は十分睡眠をとり、飲酒は控える
- 体調不良などの場合は、事前に申し出ること
  （所属長や当日移動中のバス等で）
- 特に季節性インフルエンザに罹患している場合は防疫作業を避けること
- 適切なPPE（個人防護具）の着用をすること

鳥インフルエンザ防疫のあとは鳥類、
豚熱防疫のあとは豚、いのしし等との
接触を避けましょう

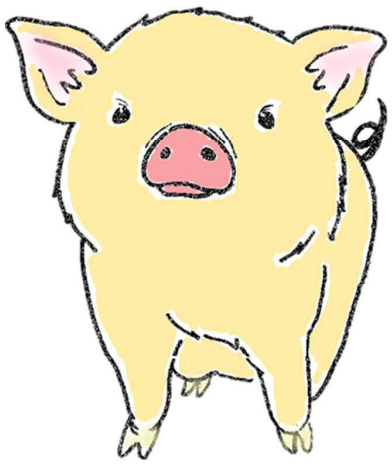

ご清聴ありがとうございました